

第 79 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成19年12月 7日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、名古屋市立玉川小学校（以下「玉川小学校」という。）において平成19年度に行われた池の改修工事（以下「本件工事」という。）の業者選定に至る経緯、予算及び契約内容の分かるものの公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同月21日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 平成20年 2月19日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件工事の金額が大きく、契約書等が不存在ということはある得ない。
仮に不存在としても、それに替わるものがあるはずである。契約書等を明示できないことは、裏金につながるものであり、明らかになるものを市民に公開すべきである。
- (2) 市民の財産である敷地、建物等に対し、寄附であるとの理由により勝手に工事をすると、その財産を毀損する場合がある。また、寄附行為を名目に贈収賄がなされることも十分考えられる。市民の監視のできないところ

で、市有財産等に勝手なことをすることは、汚職の元である。

(3) 本件工事により水はきれいになっておらず、池は小さくなり、現実によくなくなったとはいえない状況である。

(4) お金の出入りに関し、市民の監視ができないものを行うのは正当なことではないため、本件工事に関する寄附者及び施工業者を明らかにするとともに、その金額、施工計画の妥当性、贈賄等に使われたのではないことを明らかにするべきである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件工事は、玉川小学校が公費で行ったものではなく、平成19年度に寄附により行われた工事であり、契約は寄贈者と施工業者の間で締結されている。
- 2 寄附を受けた玉川小学校は、業者選定に至る経緯、予算及び契約内容を記載した文書を受け取っていないことから、本件審査請求の対象となる行政文書は存在していない。
- 3 本件工事が施工される際、学校の管理上必要な書類として、寄贈者から完成図面を収受しており、本件処分の際、これを審査請求人に情報提供している。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件審査請求の対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件工事について

本件工事は、玉川小学校中庭の理科室前付近にある観察池の改修工事であり、平成19年 7月下旬から 8月下旬にかけて寄附により行われたもので、寄附者が契約し、施工したものである。

3 公有財産の寄附について

(1) 建物、工作物等の公有財産の寄附に関する手続については、実施機関が策定した「平成12年版 学校事務の手引 下」（以下「手引」という。）に示されている。

(2) 寄附の申込みがあったときには、学校長は、事前に名古屋市教育委員会事務局総務部施設課（以下「施設課」という。）に、寄付申込書、工作物の平面図及び見取図、工作物設置承認願、設置場所を明示した学校平面図等を提出しなければならない。

(3) 寄附者は、施設課の承認を受けた後に工事を開始し、学校長は、工事終了後、施設課に公有財産台帳登載願を提出する。また、学校長は、施設課からの登載通知により公有財産台帳に当該工作物の名称、価格、完成年月日等を登載するとともに、各学校で保有する寄付台帳にも寄附者、評価額等を登載する。

4 本件審査請求の対象となる行政文書の有無について

(1) 審査請求人が請求している行政文書は、本件工事の業者選定に至る経緯、予算及び契約内容の分かる文書である。

(2) 本件工事は寄附によるものであることから、上記 3 の手続が行われた場合には、本件工事に関して寄付申込書、公有財産台帳登載願、公有財産台帳、寄付台帳等が存在し、これらの書類から、本件工事の内容、寄附工作物の評価額等が判明する。しかしながら、本件工事に関しては、寄附の手続が行われておらず、これらの書類は存在しない。

(3) 本件工事は、寄附によるものであることから、実施機関は、業者の選定には関わっておらず、また、寄附に当たって業者選定に至る経緯を記した書類の提出も求めていないことから、業者選定に至る経緯の分かる文書は存在しない。

(4) 以上のことから、本件審査請求の対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の要望

本件工事の寄附に当たり、正規の手続がなされていれば、実施機関が作成し、又は寄附者から取得した文書には、本件審査請求の対象となる行政文書に該当する文書が含まれていたと考えられる。今後、寄附に関する事務処理

を行なうに際しては、行政文書の取得・作成について定められた手続を適切に行うよう要望するものである。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成20年 3月21日	諮問書の受理
3月31日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月13日	実施機関の弁明意見書を受理
5月15日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
6月 4日	審査請求人の意見陳述申出書を受理
10月31日	審査請求人の反論意見書を受理
12月 9日 (第 97回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成21年 1月13日 (第 98回審査会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
2月10日 (第 99回審査会)	調査審議
8月11日 (第104回審査会)	調査審議
8月28日	答申